#### ○米原市新幹線通勤者定期券等補助金交付要綱

令和4年3月23日 告示第77号

改正 令和5年4月1日告示第37号

改正 令和6年4月1日告示第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県唯一の新幹線停車駅である米原駅を活用した本市への移住定住の 促進を図るため、本市に移住し、新幹線を利用して通勤する者に対して、予算の範囲内で米 原市新幹線通勤者定期券等補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、米 原市補助金等交付規則(平成17年米原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるも ののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (補助対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号 のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 令和4年4月1日以降に本市に転入し、または転入しようとする者で、本市に転入した日(以下「転入日」という。)の前日から起算して過去1年間に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されていないこと。
  - (2) 補助金の交付を受けようとする者もしくは同居するその配偶者のいずれかの年齢が補助金の交付申請を初めて行った日において40歳未満である、または同日において同一世帯に中学生以下の子がいること。
  - (3) 第4条に規定する交付対象期間の初日から起算して、本市に継続して5年以上居住する意思を有すると認められること。
  - (4) 新幹線定期券または新幹線乗車券(以下「新幹線定期券等」という。)を購入し、米原駅発着の新幹線を利用して通勤している、または通勤する予定であること。
  - (5) 市税等の滞納がないこと。
  - (6) 米原市暴力団排除条例(平成23年米原市条例第36号)第2条第2号に規定する暴力 団員(以下「暴力団員」という。)または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員 と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費および補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)および補助金の額は、別表

に掲げるとおりとする。

(交付対象期間)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる期間(以下「交付対象期間」という。) は、24 月 を限度とする。
- 2 前項の交付対象期間の始期は、転入日以後とし、交付申請日の属する月の前後3月以内と する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、交付対象期間において、市長がやむを得ないと認める事情に より通勤を行わない期間がある場合は、その期間に応じて、交付対象期間を延長することが できる。ただし、1月に満たない日数はこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第5条 補助金を申請しようとする者は、新幹線通勤者定期券等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - (1) 申請者の世帯全員が記載されている本市の住民票の写し。ただし、交付申請時に本市に住民登録されていない場合は、本市に住民登録後速やかに提出すること。
  - (2) 第2条第1号に規定する記録の前1年以内に本市の住民基本台帳に記録されていない ことを証明する書類(前住所地の住民票除票、住所の履歴が記載されたマイナンバーカー ドの写し、戸籍の附票等)(初年度の申請時に限る。)
  - (3) 定住誓約書(様式第2号) (初年度の申請時に限る。)
  - (4) 雇用状況および通勤手当等支給額証明書(様式第3号)
  - (5) 住宅の新築に係る契約書の写し(新幹線通勤者住宅新築補助の該当者に限る。)
  - (6) 新幹線定期券等の写しまたは購入する新幹線定期券等の区間、有効期間および金額等 が分かる書類
  - (7) 駐車場利用契約書の写し等、駐車場の利用状況が分かる書類(駐車場利用補助の該当者に限る。)
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請に係る手続は、交付対象期間における会計年度ごとに行うものとする。 (実績報告)
- 第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、毎年度末までに新 幹線通勤者定期券等補助金実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報 告しなければならない。
  - (1) 申請年度に係る全ての新幹線定期券等の写し、または鉄道事業者が発行する領収書兼

利用明細書の写し

- (2) 駐車場利用料金の支払が分かる書類(駐車場利用補助の該当者に限る。)
- (3) 住宅新築費の支払が分かる書類(新幹線通勤者住宅新築補助の該当者に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還等)

- 第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付 決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部または一部の返還を命ずるこ とができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 補助金の交付対象期間の初日から起算して5年以内に市外に転出したとき。
  - (2) 交付対象期間中に新幹線定期券等の払戻しを受けたとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定または交付を受けたとき。
  - (4) 規則もしくはこの要綱の規定に違反したとき、または市長の指示に従わないとき。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(評価および見直し)

2 この告示は、施行後3年ごとにその運用状況、実施効果を検証し、目的の達成状況等を評価した上で、告示の改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

付 則(令和5年4月1日告示第37号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年4月1日告示第77号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

# 別表(第3条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額
新幹線通勤補助	新幹線定期券等(新幹線区間から続く在来	補助対象経費の2分の
	線区間を一体とした新幹線定期券等を含	1。ただし、月額 20,000
	む。)の旅客運賃の額を有効月数で除した	円を上限とする。
	1月当たりの額から、勤務先から支給され	
	る通勤手当1月当たりの額を差し引いた額	
	に当該年度に係る月数を乗じて得た額	
駐車場利用補助	新幹線通勤に際して、醒ケ井駅、近江長岡	駐車場の利用料金に係る
	駅、柏原駅、坂田駅(以下「沿線4駅」と	実費相当額とし、月額
	いう。) を利用している場合において、沿	2,000円を上限とする。
	線4駅を利用するために支払う駐車場の利	
	用料金	
新幹線通勤者住	交付対象期間にかかわらず、交付申請日以	300,000 円
宅新築補助	後に本市に住宅を新築し、交付申請日が属	
	する年度内に引渡しを受ける場合の当該住	
	宅新築に要する経費	

年 月 日

米 原 市 長 様

申請者住所氏名連絡先

# 米原市新幹線通勤者定期券等補助金交付申請書

米原市新幹線通勤者定期券等補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるに当たり、米原市長が住民基本台帳および市税の納付状況の調査を行うことに同意します。

	新幹線の利用区間			米原駅	7	~		駅		
	交付申請期間		年	月	~		年	月		
新 幹 線 通勤補助	定期券等購入金額(A)								円	(月額)
XE 393 1111-93	通勤手当等支給額(B)								円	(月額)
	交付申請額① (D)	( (A) (C)	円円	- (B)		円)>	(D)			円 000 円 円
駐車場利	駐車場契約料金(E)								円	(月額)
用補助	交付申請額② (F)	(F)	円	※上限 2,	, 000 F	円 ×	カンノ	=	(F)	円
新幹線通	住宅の購入に要した経 費(G)								円	
期者住宅新築補助	交付申請額③ (H)					<b>%</b>	《上限	300, 0	円 00 円	
補助金交付申請額 (D) +(F)+(H)						(1,000	円未	満切り	円 捨て)	)

#### 【添付書類】

- (1) 申請者の世帯全員が記載されている本市の住民票の写し。ただし、交付申請時に本市に住民 登録されていない場合は、本市に住民登録後速やかに提出すること。
- (2) 令和4年4月1日以降に本市に転入し、本市に転入した日の前日から起算して前1年以内に 本市の住民基本台帳に記録がなされていないことを証明する書類(前住所地の住民票除票、住所 の履歴が記載されたマイナンバーカードの写し、戸籍の附票等)(初年度の申請時に限る。)
- (3) 定住誓約書 (様式第2号) (初年度の申請時に限る。)
- (4) 雇用状況および通勤手当等支給額証明書(様式第3号)
- (5) 住宅の新築に係る契約書の写し(新幹線通勤者住宅新築補助の該当者に限る。)
- (6) 新幹線定期券等の写しまたは購入する新幹線定期券等の区間、有効期間および金額等が分かる書類
- (7) 駐車場利用契約書の写し等、駐車場の利用状況が分かる書類(駐車場利用補助の該当者に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

# 定住誓約書

私は、米原市新幹線通勤者定期券等補助金の交付を申請するに当たり、米原市に5年以上定住することを誓約いたします。

なお、正当な理由がなく、補助金の交付対象期間の初日から起算して5年を経過する日前に 転出したときには、交付された補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

米 原 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

#### 米 原 市 長 様

#### 雇用状況および通勤手当等支給額証明書

## 1 雇用状況について

被雇用者氏名		雇用年月日	年	月	日
雇用形態	常勤かつ期間の定めのない雇用				
勤務先	(通常勤務する場所) 所 在 地 電話番号 事業所名				

#### 2 通勤方法について

【新幹線通勤に係る通勤手当の支給の有無 有・無】

一						
交通手段	通勤経路(駅名等)	通勤手当支給額				
	~	円/月				
	~	円/月				
	~	円/月				
	~	円/月				
合	計	円/月				

- ※ 新幹線区間(新幹線区間から続く在来線区間を一体とした新幹線定期券等の場合は在来線 区間を含む。)についてのみ御記入ください。ただし、通勤手当が交通手段別に算出でき ない場合は、通勤手当支給額の対象となっている交通手段、通勤経路および合計欄のみ記 入し、その算出根拠が分かる資料を添付してください。
- 3 定期券以外の理由で新幹線乗車券の購入が必要な場合は、その理由を記入してください。

(例:申請者には在宅勤務制度を適用しており、週1回の本社出勤を義務付けているため。)

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

所 在 地 事業所名 代表者名 電話番号 (担当者名)

#### 【雇用主の方へ】

この証明書は、米原市新幹線通勤者定期券等補助金交付事務のために使用します。記載内容について、電話等により照会させていただく場合があります。あらかじめ御了承ください。

米 原 市 長 様

申請者住所氏名連絡先

# 米原市新幹線通勤者定期券等補助金実績報告書

米原市新幹線通勤者定期券等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

新 幹 線 通勤補助	新幹線の利用区間	米原駅 ~ 駅
	交付申請期間	年 月 ~ 年 月
	定期券等購入金額(A)	円(月額)
XEE 253 1113-273	通勤手当等支給額(B)	円(月額)
	実績報告額① (D)	((A) 円 - (B) 円) ×1/2 = (C) 円 ※上限 20,000 円 (C) 円 × か月 = (D) 円
駐車場利	駐車場契約料金(E)	円(月額)
用補助	実績報告額② (F)	(F) 円 ※上限 2,000 円 × か月 = (F) 円
新幹線通 期者住宅	住宅の購入に要した経費 (G)	円
新築補助	実績報告額③(H)	円 <b>※</b> 上限 300, 000 円
補助金実績報告額 (D) +(F)+(H)		円 (1,000 円未満切り捨て)

### 【添付書類】

- (1) 申請年度に係る全ての新幹線定期券等の写し、または鉄道事業者が発行する領収書兼利用明細書の写し
- (2) 駐車場利用料金の支払がわかる書類(駐車場利用補助の該当者に限る。)
- (3) 住宅新築費の支払がわかる書類(新幹線通勤者住宅新築補助の該当者に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類